

令和7年度 霧島山火山防災協議会（書面） 意見一覧

協議事項	意見者	意見の内容	事務局の回答
霧島山の警戒区域への立入に関する統一的な基準について	鹿児島地方気象台	<p>・（3）実施結果報告について</p> <p>○これまでにいただいた御意見を踏まえ、基本的には立ち入り後30日以内に別紙3の実施結果報告書を作成し、許可を受けたに提出すれば良いとしている。</p> <p>修正意見： アンダーライン部分で「市町」が抜けていることから、「許可を受けた市町に提出すれば」に修正願います。</p>	<p>脱字のため、修正します。</p>
		<p>・別紙1 実施計画書</p> <p>意見： 作業者の携帯電話番号の項目に「携帯電話番号（代表者1名の携帯メールアドレス）」と記載してありますが、申請する方は、携帯電話番号だけでよいのか、携帯電話番号とメールアドレスの両方を書く必要があるか分かりにくいと考えます。携帯電話番号と携帯メールアドレスの両方を記載する必要があるという事であれば、「代表者1名の携帯電話番号及び携帯メールアドレス」と記載したら如何でしょうか。</p>	<p>「霧島山の警戒区域への立入に関する統一的な基準」を早期に運用するため、一旦、原案にて施行させていただきます。</p> <p>いただいた意見については、次年度以降の関係機関会議等で調整し、「霧島山の警戒区域への立入に関する統一的な基準」を改正していく、という流れを予定しております。</p>
		<p>・別紙2 霧島山の警戒区域への立入に関するルール</p> <p>5 ポツ目</p> <p>● 新たな場所から・・・場合は、速やかに待避すること。・・・</p> <p>修正意見： 「待避」は誤植としますので、「退避」へ修正願います。</p>	<p>誤植のため、修正します。</p>
	小林哲夫 名誉教授	<p>基本的な考え方についての（3）実施結果報告についての下から3行目 許可を受けたに提出すれば... 欠落があるようです。</p>	<p>脱字のため、修正します。</p>
		<p>霧島山の警戒区域への立入に関する要領（案） （立入結果等の報告）</p> <p>2 許可者は、前項の報告について、別途市町から追加の報告を求められた場合は、必要な対応を行うものとする。</p> <p>→（別紙3）の作業結果・作業成果とも関係するためここで指摘しますが、「追加の報告」という表現はあいまいであり、要求がエスカレートする可能性を危惧します。ここはあくまで作業結果だけで十分ではないでしょうか？</p> <p>できれば調査終了後、2週間程度で提出できるような簡潔な報告にすべきと考えます。</p>	<p>「霧島山の警戒区域への立入に関する統一的な基準」を早期に運用するため、一旦、原案にて施行させていただきます。</p> <p>いただいた意見については、次年度以降の関係機関会議等で調整し、「霧島山の警戒区域への立入に関する統一的な基準」を改正していく、という流れを予定しております。</p>

		<p>(別紙2) 霧島山の警戒区域への立入りに関するルール</p> <p>●天候及び最新の火山活動状況に留意すること。・・・天候により山頂が視認できないときは、慎重に行動すること。 →霧島火山全域での噴火を想定しているため、山頂で噴火するとは限らない。そのため「山頂が」ではなく、別の表現にすべきではないかと考えます。</p> <p>●滞在中、衛星携帯電話及び携帯電話を持参し、通話可能圏域であるか否かを常に確認すること。 →私はわからないのですが、両方の電話が必要なのでしょうか？</p> <p>(別紙3) 追加の意見 前にも述べた「作業成果」はなくし、そのかわりに最下位の「その他・特記事項」に緊急に知らせたい作業成果があれば記入する程度でかまわないと考えます。</p>	<p>「霧島山の警戒区域への立入りに関する統一的な基準」を早期に運用するため、一旦、原案にて施行させていただきます。</p> <p>いただいた意見については、次年度以降の関係機関会議等で調整し、「霧島山の警戒区域への立入りに関する統一的な基準」を改正していく、という流れを予定しております。</p> <p>霧島山周辺は、携帯電話の電波が届かないところもあるため、「有事の際等に確実に連絡が取れるようにする」という意図で2種類の電話を記載しております。文言については、よりよい表現がないか次年度以降も検討してまいります。</p> <p>「霧島山の警戒区域への立入りに関する統一的な基準」を早期に運用するため、一旦、原案にて施行させていただきます。</p> <p>いただいた意見については、次年度以降の関係機関会議等で調整し、「霧島山の警戒区域への立入りに関する統一的な基準」を改正していく、という流れを予定しております。</p>
霧島山（新燃岳）噴火警戒レベル判定基準改定について	小林哲夫 名誉教授	<p>2 火山活動の時間的な推移</p> <p>中規模噴火 小規模爆発の後、17日14時50分に爆発が発生した。</p> <p>小規模噴火 P5 3月6日には2011年3月1日以来の爆発が発生した。</p> <p>しかしp.6の1行目では、同じ新燃岳の1959年噴火の記述では →1959年に西側斜面から噴火し のように「噴火」を使っています。 全体的には「噴火」を使っているので、「噴火」で統一した方がいいと思います。</p>	<p>気象台より、下記のとおり回答がありました。</p> <p>「ご指摘の通りで、1959年の噴火は爆発でした。ただ爆発も噴火の一形態ですので、今回は原案通りとさせていただきます、次回の改定時等に修正とさせていただきます。」</p>
えびの高原池めぐり自然探勝路火山ガス観測結果等について	石原和弘 名誉教授	遊歩道の開放に際しては、安達太良山、阿蘇山などの火山ガス事故事例と専門家の助言をふまえた安全対策の策定と履行を期待する	関係者で連携し、他県事例なども参考にしながら進めていきます。専門家のみなさまのご助言についても、引き続きよろしく申し上げます。
その他	えびの市長	<p>協議会構成員の皆様におかれましては、えびの高原硫黄山におけるガス測定及び安全性評価へのご意見・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。この場を借りて厚く御礼申し上げます。</p> <p>本協議会での検討は、えびの高原ひいては霧島山を訪れる宮崎・鹿児島両県の皆様や観光客の安全を確保しながら、霧島山を楽しむための重要な第一歩となりました。</p> <p>今後も、遊歩道の開放や県道の通行規制緩和について、関係機関との連携をさらに深めていただき、霧島山一帯の火山防災をはじめ、地域の経済・観光の発展に繋がるよう切に願っております。引き続きご理解とご協力のほど、よろしく御礼申し上げます。</p>	